

当院の施設基準について

当クリニックでは、診療報酬に係る医療加算について届出を行い、必要に応じ算定しております。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

●電子的診療情報連携体制整備加算

・当院ではオンライン資格確認システムを有し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう以下の取り組みを行っています。

1. レセプト(診療報酬明細書)のオンライン請求
2. マイナ保険証の利用促進
3. オンライン資格確認によって取得した医療情報や電子処方箋等のデータ活用
4. 電子処方箋の発行体制や電子処方箋管理サービスの運用活用

・領収書発行の際に、明細書を無料で発行しております。希望されない方は窓口にてその旨をお申し出ください。

●外来感染対策向上加算

当院では院内感染防止対策として以下の取り組みを行っています。

1. 感染管理者である院長が中心となり、スタッフ全員で院内感染対策を推進します
2. 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を定期的実施します
3. 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は一般診療の方と導線を分け診療対応します
4. 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します
5. 感染対策に関して地域医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます

●外来・在宅ベースアップ評価料（1）

当院では厚生労働省の規定に基づき、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として「外来・在宅ベースアップ評価料（1）」を算定しております。加算による収入は当院スタッフ(医師を除く)の賃金に充当し、人材確保や医療サービスの質の維持、向上に活用いたします。ご理解・ご協力をお願いいたします。

●一般名処方加算

・当院では患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携の上、一般名処方（薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っております。

・また後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬において、先発医薬品（長期収載品）を希望し医療上の必要性が認められない場合には、後発医薬品と先発品の差額の 1/2 相当を患者様にご負担いただくことになりました。

●長期処方・リフィル処方箋について

当院では病状が安定している場合には 28 日以上長期処方やリフィル処方箋を発行することが可能です。

（リフィル処方箋とは一定期間に最大 3 回まで繰り返し利用できる処方箋です）

いずれも、病状が安定していると医師が総合的に判断した上での対応になります